

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.38

関西労働者安全センター

1977.6.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



●主張 労安法改悪糾弾

調査・健診を企業に任せるな

/1~2

●ぶつとばせ改悪労災保険法

—大阪・兵庫・京都・東京の闘いから—

/3~10

●アピール 南大阪労働フィールド合宿に参加しよう

—合宿事務局— /11

●診療所だより /12~13

- 前進する健保資格喪失との闘い
- 医療隊活動始まる

●ニュース (前線から) /14~19

●センター事務局からのお願い /20

労働者の方で守ろう 企業に任せんな！

労働安全衛生法改悪案がもとより、
9月最終日に国会を通過した。この事は新設
された「労働者に対する守秘義務」が課さ
れることで、新設された「労働安全衛生法改悪案」がこれで実現された。
この改正案は、企業秘密漏洩罪の実行犯に「労働病・公害」
の失取りであり、「職業病・公害」
なくして猛反対の声があがき、
おこったが力及ばず一部修正の
みで可決された。
そもそもこの改悪案のネライ
は「科学的資料」で職場労働者
をあざむき、不守をそらして労
災斗争の芽をつみとる事にある。
守秘義務を付けて調査資料を独
占するのはそのためである。
呼び混乱を招くのでこの条項
を入れたとして労働省の課長が述
べているが、この本音は裏返せば
職場労働者がある物質につりて
有害ではないかと騒いだところ、
会社は都合のいいデータだけ見
せて「安全だ」と言いはつて騒

ぎをおこめたそうである。こう
いう事を新日鉄だけではなく政府
レベルでやろうと言うのだ。

調査は一步前進か？

反対運動は衆院通過後に火の
手があがつた。安全センター・
阻止営の呼びかけに住民団体・
消費者団体・被災者組織がたえ、
対策会議には百余団体が結集し
た。産業衛生学会有志百余名、
日本連会長も反対声明をあげた。
野党・総評中央・関係単産に取
組を要請する中、野党は衆院で
の非を認め参院では反対に回っ
た。総評中央・関係単産も「守
秘義務は反対である」との態度
を明らかにした。
が、この改悪案が修正つきな
がら成りしたのは、労働戦線の
が、一旦は廢案の可能
中に「不十分」が調査自体は前
進である」という考え方強め
た為である。一旦は廢案の可能
に性が濃いが、と思われたが最後
には「守秘義務がある限り調査

労安法改

労働者の健康は 調査・健診を

主張

調査・健診に対する 姿勢の確立を!

は職業病・公害隠しに使われる
「」という考え方だととえ守秘義務
がつりても調査は一步前進だ
「」という考え方の違いが決定的になつた。
法案が成立し、今後調査が行
められるわけだが、労働者はここ
で調査に対する姿勢を確立する
様に向むけている。調査資料は
資本が握れば資本の武器として
労務管理・労災斗争圧殺に使わ
れ、労働者が握れば労働者の健
康と生活を守る斗争の武器とな
るのである。調査が十分な不
十分な向題ではないのだ。安
全センターが労安法路線との対
決を訴え、「労働者の健康は労
働者の手で」の突破口がこの下
に自主健診・認定斗争等にヒリ
組んできたのはそのためだ。

我々は今回の斗争で、労働者
の健康は労働者の手で」という
運動がまだ広びていなければ
事を痛感した。健診でケイ脱び
多発していいる事を知った資本が
も主張

ら企業閉鎖攻撃を受けたパンチ
職場労働者、じん肺管理4にな
たため首を切られた造船下請
労働者など、こじらの労働者の
苦しみを教訓にしなければなら
ない。労働戦線は調査に対する
階級的警戒心を高めねばならな
い。そして、職場環境調査にし
ろ健診にしろ資本に任せっきり
にせず、自主調査・自主健診に取
組もう。力量に応じて、健診調
査結果を公表させろとかアシケ
ート調査で対抗するとか、やる
べき事で今すぐやれる事はたくさん
ある。安全センターもそれ
らの要求に応える体制を一層強
化していきたい。

一方、労安法改悪を許した原
因の一端が労働線の弱さにあつ
たことは事実としても、東京で
の運動の大展開に比しての関西
での立遅れを我々はしつかり総
括する必要がある。関西でも住
民・市民運動は大きな関心を寄
せていたし、労働運動もそうだ。
これらの人々の力を大胆に結びつけ、
積極性をより具体的運動に組織
すべく要請されていきたセンタ
がそれを担いきれなかつた弱さ
も今後の課題として残つてしま
る。

とばせ
とつぶ

年金移行への抗斗を極大しよう 改正労災保険法

改悪の基本は变らず

改悪労災保険法は今年4月から施行される事になった。二つ改悪法は安全センタースニの一年半の間、傷病年金は首切り促進の制度であるとして問題提起をし続けてきたが、まったくそのおりになってしまった。

昨年ならの大阪労基局そして労働省交渉、さらには国会斗争の中で傷病年金の制度を具体化させる省政令は二転・三転と変化した。そして初めつすべて休業中の人には解雇制限の解除の

対象になる」というところから「リハビリ不能な人に限って解雇制限を解除させる」という所にまで年金の中をせばめたのは事実であった。

傷病年金移行のための 症状照会に対する

二、二そ必要

する弾圧である事を明確にする事ができた。
だが、大阪労基局の今までの柔軟路線の中で一定の進行を見せたのみのようだ、た大阪地域での斗争も、全国的な斗争の中では一局地的な斗争であり、大きくは労働省の思ひくどおりに労働者対策が進んでいる事も事実であった。

二の土壇場になって、全国的に労基局は傷病年金移行のための症状照会をしようとしている。いに一年半の斗争があろうとも、そして、労働省や国会でも被災者の首切りを進めるために改悪したのでない」と言わせたにしろ、この場で末端の労働行政が今までの安全センターと労働省との斗争の経過を知らない限りは、又二の年金制度の本質を理解し、労働者の声を聞いていかない以上、きりめて機械的に改悪された事に気が付いていいといった。しかも被災労働者の首切りは、労働者階級に対する

は今までの一年半の斗争の総括をしつたりとやり切る必要がある

3.

の間の大阪西労基斗争、天満労基斗争・西野田労基斗争で明ら

かにされてきている。

硬化する大阪労基局

労働省令を制定するまでは大阪労基局は我々との力関係あるにのれ、又大阪で斗いの炎をこれ以上広めないための対策としてか、あたかもこの改悪法に反対するかのようにねじを取り続けてきた。しかし、省令が制定されるや否や綿の御旗をもつたぬのよう今までどうつて変わつて高姿勢な態度をとり出した。

北合同に対する彈圧その他一連の反動化、そして大阪府被災労働者同盟の大坂西労基署への申し入れに対しても非常に反動的姿勢であつた。局が今までの我々の斗いをそれなりに分析し、傷病年金移行の作業をなるべくトラブルをおこさないようにするという方向を出したのは事実であった。そのための対策が二

大阪

大阪府被災労働者同盟 西監督署へ連続斗争に入る

大阪府被災労働者同盟へ会長出口静雄一は6月18日、大阪西労基署に対して次の内容の申入山を行つた。その内容は一つは傷病年金移行の際の症状照会通知者に年金制度の本質を明らかにさせるため同盟ニユースを通知者に送る事、更に、討論説明会を開く事、西署窓口に被災者同盟のニユース・規約を置かせる事である。この申し入れは連続斗争の方向を確認し、全被災者同盟員の根こそぎ動員を決めた。同盟事務局は徹夜の準備活動を進める中、夜10時にぶ団交を続け、署体制をかたまたにした。この日はまた休業補償や療養費を受け取りに来るため多くの被災者が集まつて来、同盟のビラや傷病年金の

火曜日、大阪府被災労働者同盟は連続斗争の方向を確認し、全被災者同盟員の根こそぎ動員を決めた。同盟事務局は徹夜の準備活動を進める中、夜10時及びぶ団交を続け、署体制をかたまたにした。この日はまた休業補償や療養費を受け取りに来るため多くの被災者が集まつて来、同盟のビラや傷病年金の

報告を聞き、これらの人々の被災者

又不安そうに相談にくるという場面もあり、たゞこの日は前日より参加が多く、きびしい同盟の違反に対して、ついに「傷病年金の制度についての説明会を開くよう局に上申する」との確認をとった。

次の日は同盟はさらに隊列を強化させ、斗争の中でより上る団結の精神に立ちられ、さらに斗争を進め、23日には殆んどの同盟員が参加し、ようやく「本人の同意を得ない限り傷病年金

に該当させないよう西労基署として大阪労基局に上申する事、それを確認させた。しかし一方、火曜確認内容の上申結果は「大阪労基局としては説明会の必要を認めず、各監督署に於ても説明会を開くとの指示を受けた」というものであった。

局は我々と、約束をふみにじり、ひしろ被災者首切りを進める為の年金制度完全実施を強行しようという腹だ。今後一つも力をゆるめることなく各署・局への斗争を強めねばならぬだろう。

また、6月24日には、被災労働者同盟を中心とした労働者が大挙、西野田労基署長との会見を申入れ、西労基署と同様の要求をぶつけた連続斗争に入した。24日夕方には西野田署長は「労災保険法改正によって解雇促進が行われると、この事態を憂慮し、解雇促進が行なうよう努力する」との確認をし、話し合いはようやく中身に入った。

斗争は今後も續けられる。

銳い追及の中での必要性は認めた。大阪労基局とも相談し何とか実現のための努力をする事を約束した。

また、6月24日には、被災労働者同盟を中心とした労働者が大挙、西野田労基署長との会見を申入れ、西労基署と同様の要求をぶつけた連続斗争に入した。24日夕方には西野田署長は「労災保険法改正によって解雇促進が行われると、この事態を憂慮し、解雇促進が行なうよう努力する」との確認をし、話し合いはようやく中身に入った。

大阪

天端・西野田監督署でも

火の手だ！



西署への大衆的な決起は他の地域にも広がりつつある。

6月23日には、関西労働者安

置署に押しかけ、年金について象被災者への公開説明会を開くこと

全セントラル・金金岩井計算セン

ター支部・全港湾建設支部・全

いと突張つていた監督署も、

兵庫

姫路・神戸・尼崎で

労基局主催の説明会開かる

大きな成果だったと言えます。

兵庫労基局による改悪労災法の「説明会」が6月初めに姫路、神戸、尼崎の3ヶ所で行われました。

当初兵庫労基局側は、「聞く必要がない」と頑固に言っていたものがなにかと被災者の企業には

説明会を開いても俺達には説明する必要がないと言うのみ！」

何のために改正されたのか、

どこのうちどうのひめからない等々、次々と出される抗議の前に、しぶしぶ聞くようになつたものです。

二の「説明会」を開いたことは、行政当局が改悪労災法の本質を隠し、暗からず傷病年金切替作業を終了せんとする策動にはどの打ち、全被災者に改悪労災法の内容を暴露していく場を勝ち取ったと言う意味で

局の説明に被災者の怒りの追及

神戸で行なわれた「説明会」には200名、尼崎では60名の参加の下にこの「説明会」は行なわれました。

当局の「説明会」に対する態度は、被災者の疑問の一つ一つに正しく答えて、いこうというものではなく、多くの疑問や怒りを流し、早期に改悪労災法の実施にふみきろうとするものだつたと言えます。

この声があがる事をあらかじめ予想して形式的にこの「説明会」を行なつた内容を、さも自分達の努力の成果のように言う彼ら！年金移行が首切りに直接つながる事を陳そるとする説明！「被災者本人の意志を無視し、年金移行」首切り」を機械的におこなうことと公言してはばからず、それでもなお「労働者の味方」をするあつかましいその姿！

半で年金へ移行」することで拡大したという点で「改正」を強調し、大きな焦点となつていて、首切りに關しては、「従来と変わらさせん」と久しく流逝つて被災者に幻想をあおっていくと、いうものでした。そして驚くべき事に、尼崎監督署交渉で被災者との間で確認された「年金移行に際しては本人なりびに組合の同意が必要」という点について局に意見を求めた所、そんな約束は関係なりとの対応だ、

その一つ一つが被災者の怒りの声の中では、さりとばクロされたりと言えます。

神戸での説明会では、「こんな説明会では話しにならない」と手厚い保護を目的とするのなら首を切るまでもう一度説明会を開け!」と続々と出される怒声の前に、たゞ逃げ出すことだけしな頭になくなつた彼らも、つ

いに再度7月中に説明会を開くことで収約せざるをえなくななりました。再度の説明会の開催は早期実施をもくろむ彼らに大きな打撃を与えたと言えます。二の斗いの成果を、さらに改悪労災法骨抜きへと、そしてその輪を全被災者へと拡大していくなければならぬと思ひます。

署主催説明会席上で 尼崎監督署、覚書を破棄

4/26 画期的な 覚書協定成立

金への移行は、本人の同意を得なければ行なわないなど全国に失敗け、画期的な協定が成立了。
(資料③)

本年4月26日、尼崎監督署と労安対との間で、阪神中医研にて59名参加の中、労災保険法改悪実施に伴う実務について交渉を行つた。その結果、傷病年

労働省・局の圧力に屈した監督署

仁義なき破棄通告

説明会に対し、労安対加盟支部、又神戸の仲間を加え38名と被災者多数が参加。尼崎監督署長は、この協定は不法のものである、と説明し、協定を破棄した。この説明会に先立ち、屈強な職員数名を引きつけ、何をあれ

次いで、尼崎監督署は協定にそう被災者への説明会を中止するを通告。これに対し、再々議長を中心抗議を行ひ、6月21日説明会がもたらるに至つた。

この協定成立2日後、早くも局はこの協定をつぶすため、悪質な圧力を署にかけてきた。ついで、この事を知った労働省は次長の首を、協定破棄をさせまり、5月6日局交渉の席上、「尼崎監督署の協定は不法、不当である」と発言。局は一転して姫路・神戸・尼崎で説明会を開き(前述)、協定つぶしにやつきとなつた。

ば暴力装置として行使するなま
えで参加してきた。

この仁義なき協定破棄に抗議
が集中し、会場外で署長・次長
課長の追及が始った。にだた
だ「申し訳ない」の一言で頭をさげて事は
下げる署長に「頭をさげて事は
すまない」等の抗議で、再説明が
会を7月20日まで持つことが
確認された。

労働省総ぐるみの 労働圧殺行為

(文責 尼崎労安対事務局)

資料 A

覚書

昭和22年4月26日尼崎市中医研会
議室において前准1天労災保険法改訂
(傷病補償年金制を支とす)に関する詰
合の結果下記を確認し措置の
策定に協力いたします。

記.

1. 長期被災労働者に対する傷病補償年金
の施行(閣12)は、文書で送付されており
この文書では不明確な点があり、5月
中旬までに署署で詳説の機会を設定
連絡する。

2. 現段階で「傷病の状態差(閣13)面」
にて被災労働者の義務づけないもの
とする。

3. 傷病補償年金施行に際して被災労働者
から心労傷組合の加入機会は承り
得る様行う。又年金施行後も被災
労働者の希望がある場合は休業補償を
更す。

4. 労働能力の回復可能な者は、若病の意
思の有る被災者は短期補償の終了

に努力する。

5. 解雇制限解除後も監督署は事業者に
解雇制限の指導を行なう。
6. 年金の支払は被災者の希望方法に応
じて支払う(セカンドモード)か署で決定
措置で手取るので、上局にその趣意を
申す。

昭和22年4月26日

尼崎労安組合

鈴木謙五

本覚書は尼崎労働者安全衛生対策会議
長谷川洋二と署双方の在り通じて交換
し保管するものとする。

尼崎労働者安全衛生対策会議長 谷村 桂

労働省

労働省

東京

金館ロツアウトで交渉排除

「傷病年金に強硬姿勢の東京労基局」

労災法改悪阻止実行委員会は二の向各労基署を攻め、「ケイワン・ひちうら・腰痛等は年金の対象としたくない」(三田労基署・中央労基署・神奈川労基局)、アリハビリ要求中の被災者にも症状照会を送ったことは謝罪する。(東京中央労基署)

との確認をさせた。

しかし、東京労基局は各監督署や神奈川労基局にも、「文書確認にするな」「署長を交渉に出席させよな」「症状照会を撤回するな」(通達(一九二号))の範囲外のことは一切言うな」と等々の圧力をかけ、我々との交渉を妨害してきた。

そこで、我々は、6月17日に

労災保険法改悪の件、及び恩恵医大青戸病院の看護婦山本さん

のケイワンについて東京労基局

「傷病年金の叶わないも

▼京都府役所▼

腰痛の高野君とそれを支援する京滋労職対は4月18日、地公災基金交渉(前号で報告)に続

いて、申し入れ書を提出し、6月7日交渉を行った。この交渉で基金支部は前回と一転して傷病年金の新設が地方公務員の場合でも首先を促進する改悪で

京都

地方公務員でも

ある事を認めた。が、「解雇するには市当局であり基金は関係ない」と相変めらざ責任逃れをしている。

以下、地公災基金支部に京滋労職対・高野君が提出した申し入れ書を紹介しておく。

に交渉を申し入れた。ところが東京労基局は交渉を拒否したので、我々は当日、約半日之内にかけて40名と宣伝カー一台で抗議糾弾の行動を組んだ。その間、

東京労基局は6月28日に交渉を持つことを提案してきた。局が誠意を示さない場合には直ちに局を包围し、大衆的に糾弾していく決意である。

東京労基局はすべての出入口をロツアウトし、我々だけではなく外部のお客もシャットアウトした。しかし、この実力斗争の結果、

申し入ル書

地方公務員災害補償基金

京都市支部 御中

高野 克司

京滋労災職業病対策会議

昨年の5月、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が成立し、この4月に施行の運びとなりました。

(中 略)

しかし我々はこの傷病年金は高野克司君をはじめとする全ての被災者の生活と権利をふみにいるものであると理解しております。易々諾々と切替を受け入れるわけにはまいりません。というのには、改正法において傷病年金とは、改正法における傷病年金と併せ、労働基準法第19条第1項の適用の特例（第28条の3）が新設され、療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合、には労基法第19条へ休業中の被災者の解雇制

限一が適用されなくなり、当該被災者は解雇の危険にさらされ、万一千解雇された場合には職場復帰の道を閉ざされる事になつたからであります。従来、地方公務員である公務災害被災者は労基法第19条に守られ、休業補償を受けている限り、即ち職場復帰するまで解雇されることはあり得ない事でした。（労基法第19条は地方公務員法よりも優先し、19条の但し書に閣しては、地方公務員には打切補償制度も倒産もなく、よつて適用除外のケースは存在しなかつた）また、被災者にとって唯一の希望は元気な身体になつて職場に復帰することであると理解して下さい。

（中 略）
そこで貴支部に対し、被災者の生活と権利を守るという貴支部本采の姿勢に立ちなえろ様に要求すると共に、併せて以下の2点を要請いたします。直撃に御回答いただける様お願いします。

1. 高野克司君の様に将来職場復帰の可能性のある被災者とは名ばかりで、被災者の職場復帰の道ととざす大改悪と認め、休業補償を継続する二と
2. 傷病年金の切替に際し、対象者に対して説明会を行い、十分な理解を求める二と

南大阪労働フィールド合宿に参加しよう!!

合宿事務局

我々学生は、大学の中だけでは学んでいては何か抜け落ちていくと感じている。その抜け落ちているものは、自分がこれから先、誰のために何のために学問知識を生かしていくのかという最も大切な問いかけである。大学といふ現象の資本主義体制の中でも、権威を持つているとこにじつぶりつかつてしまふこと、それはとりもなあさず、現在の資本の中にくりこまれることを意味する。そうならないためには、大学から出て、実社会の中でも、現実なり、その現実が必要としている人間なり知識なりが何であるのかを学ばなくてはならない。それも本当に自分の手で生産し、最も人間らしい感性と考えをもつた、現在抑圧

されていいる労働者から学んでこそ、今更に必要とされているものがみえてくるという考えに立つて、我々学生は今年も南大阪労働者診療所へ松浦診療所へを中心とした合宿へ南大阪労働フィールド合宿へを行つていく。特に、労働者の抑圧に抗する斗いの中で、労働者の命と健康を守ることは重要であり、そのための医学、医療の方向、またその医療を労働者の斗争の中に川の医療と労働者との間に川にかかるにして生かしていくかを、労働者の現場を実際に見、労働者と直接触れていく中で考えていく。

以上のような趣旨で行う南大阪労働フィールド合宿に、労働者、学生の方々の協力と参加を呼びかけます。

期日	七月一四日～一八日
場所	南大阪労働者診療所
お問い合わせ・申込みは、安全センター(06-374-2991)か診療所(06-574-8010)まで	

今回の合宿も昨年の合宿と同じ様、労働の現場をまわるフィールドを中心に行う。また診療所

に於ては、労働者と学生の交流会、労働者の斗争の映画、戦前から戦中にかけての無産者医療運動で正に体をはつて斗つてこられた堀口氏、水野氏を迎えて講演と討論、また労働科学研究所で二十年以上にわたつてじん肺の研究を行つてこられた全国じん肺患者同盟のオルガナイザーである佐野氏の講演をして、三里塚、水俣で権力の暴力と斗つておられる人々を迎え、広い視野で、労働運動について、また我々学生が労働運動の中で今後果すべき役割を考えていきます。

しんりゆうしほく

組織部の活動から

前進する

健保資格喪失との闘い

すであるのに、今日まで事業主の一方的な資格喪失届のみで処理されてきたのは違法ではないか。

前号で紹介した不当な健保打ちに抗した大討論集会で確認された大阪府への交渉申入れを去る5月30日に行つた。その際に解雇の効力について係争中の場合における健保等の取扱いについては、昭和25年に通じようが出ており、現在はこれについて向題が処理されていることを確認しました。と同時に25年通りの解説について次のよ

(2) 労働法規または協約違反の有無について、各保険者(行政)が、労働関係当局(府労働課、労基局、監督署等)の意見を聞く等により、事件結着の見通しを慎重検討の上処理することと通じようではなつていうが、実際にはその運用がどうのことを行なわれていたかの二点

6月9日には、大阪府民生部保険課と第二次目の交渉をもつた。その結果以下のようないい。確認行為が労働法規または労働協約に違反する二ことが明らかな場合は資格喪失を行つてはならぬことは、手続について、当該社会保

(2) 矢賀製作労組には、25年通りの矢賀製作労組には、25年通りを全く見せず、最初から資格喪失の交渉を行つた。そこで、労働関係主管当局には意見を

(3) 労働関係主管当局には意見を

職務所が、明らかに昭和25年の通りによにかかる処理が違法である場合には、当該被保険者の資格喪失については無効であり、ただちに資格の復帰を行なうといふのがその内容である

昭和25年通達

乍られていなし

こづしに大阪府交渉で獲得した点をふまえ、各社会保険事務所や各健保組合へと、具体的な問題で斗争が拡大していった。

市岡社会保険事務所と全金矢賀製作所支部の問題で、6月8日10日11日と連続交渉をもつた。その中で次のようないい。

二つしに大阪府交渉で獲得した点をふまえ、各社会保険事務所や各健保組合へと、具体的な問題で斗争が拡大していった。市岡社会保険事務所と全金矢賀製作所支部の問題で、6月8日10日11日と連続交渉をもつた。その中で次のようないい。

ながその内容であるが、これを文書化することは拒みづけ居直りの姿勢を堅持しようとしている

行政の力べを 組織的に突破しよう

更に全国一般ヨネミヤ労働組合の資格喪失との斗争など、現在問題化している労働組合は

この斗争が前進するとともにどんどん増えてきている。そのため、全体的な意思一致と行政の反動化に組織的に斗うため6月22日、全金田中機械で、広汎な臥場労働者が集つて討詫が行われ、市岡社会保険事務所への斗いを強化することにより、二の斗いを全面的に波及させたりくといふ方向が確認された。

し、町の針は高川し、また時間の余裕もないというのが実際の一因である。
臥場の仲間の命と健康はやはり臥場の仲間の力で守るのが一番である。実際に2年前から始つた労働者針灸習会の卒業生は臥場でぎっくり腰や肩こりなど、治療効果をあげている。

三回目に矢賀を訪れた医療隊には卒業生の二名が有志参加し、治療を行ふとともに、ハリ・アキレスの自分の経験を話し、六名の針灸治療を行ひ好評であった。

今後とも医療隊に卒業生が参加し、治療を行ふとともに、ハリ・アキレスの自分の経験を話し、六名の針灸治療を行ひ好評であった。

各臥場で針を武器に、命と健康を守り、斗争を強化前進させよう！へ次回は全金山科鍼工を予定しています。

全金矢賀製作 からスタート

地域共斗の熱い支援の下、長期にわたって自主管理体制で斗争している矢賀製作支部にお

いて、三度の医療隊活動が行われた。家族をかかえての斗争の中でも、また健康保険資格喪失攻撃の中でも、十分な健康管理はなかなか困難である。特に高令の婦人労働者が三分の二を占めるも、腰痛や肩こりの訴えが多く、針治療の要望が強かった。しか

労働者針灸習会 からも参加者

前編から

南大阪

脳卒中死を労災認定

会社から始業書も
会社から始業書も

金住吉 オーム工業支部

云る6月
門田・全金
オーム工業
業支部 全
全住吉プロ
ツツ・西労
協 安全セ
ンターなど
は共同して

せることでさだ。申
請から一月足らずとい
うスピードであった。
この認定斗争勝利は
遺族救済は言つまでも
なく、いふ少數組合で
ある全金オーム工業
支部の斗争力を増大し

取組みは初めてであり
斗ひを通じて労災斗争
への関心が高まつたこ
と(3)安全センターや全
金住吉・西労協等の共
同斗争を実現し、その
斗争の大半が大衆的
に確認されたこと。

金住吉プロ
ツツ及び
基斗争への
大衆的労
基斗争では
亞労協では
とる、置旋への上場補
償支給通りやうせる
工場安全パトロール
調査への全金・亞労協
等の参加などと要求
して会社との斗ひを続
けていくことが確認さ
れている。

阿部錦労基署とや三回
日の大衆交渉を行い
オーム工業の故和田
看義氏の脳卒中死亡に
ついて、労災として取
扱うことと確約させた。
更にこの両会社が置
旅や支部に対して行つ
てきただ災についての
誤った指導やうその報
告につき、監督署かう
その旨を書くを取う
以後休業するに至つて

南大阪

直接交渉で
問題起の火止つぐ
金住吉・宝ベルモント支部

奇藤さんは宝ベルモントの会社は現在一
シトで長年クロムメッキ作業に従事してき
たが、それによつて気管の不安全で、本人も
組合も労基署の認定を

きかけてきた。しかし
会社と労基の話では仲
々結着がつかないので
云ふ6月10日に阿部錦
労基署と直接交渉を行
つた。その結果、クロ
ムメッキと気管支炎との因果関係は一定明ら
かであるので、7月10
日をめどに認定するこ
とを約束させた。

南大阪

佐野安の恥辱暴力

ヒューヒュの説教終焉に

……佐野安下請労働者支部：

昨年3月の組合結成

の事故があり労災だ

南大阪

藤原さんの頸肩腕 会社が労災と認める

全金西成 三和電器支部

因不明としたこと

会社は労災扱いを拒ん

下請資本は一体となつ

て組合つぶし攻撃を下

請支部にかけてきた。

そのような中で、昨年

地域の他の労組などの

支援を得ながら5月6

回の斗争を続けてきた

結果、労災扱いにする

との確認をからとり、

今年3月末、ようやく

正式な業務上決定の通

知を得た。

佐野安では相変わらず

の暴力労政がしかれて

いるが、直接の企業暴

力を認のさせたことは大

きな成果である。

へ来るな、他で助け

などと叫びながら、棒

心う恥制がやにめにお

そいかかり、殴る、押

し倒す、投げつけるの

暴行を加えた。この時

のケガで節安氏は休業

を余儀なくされたが、

組合では労務管理上

西成、三和電器支部は

会社との交渉で、組合員藤原房子さんの頸肩腕症を労災で取扱わせることを確認させた。

藤原さんは電器回路

の印刷業務を行つてい

たが、76年春に仕事の

段取りが変わつたこと

などから、急速に症状

が出はじめ、今年の3

月力任せをひいたのを引

きにかかる医者が「原

にかかつた」としてい

る。

月力任せをひいたのを引

きにかかる医者が「原

にかかつた」としてい

る。

東京

オ七回つど開催される 一 や之分科会 産業医大阻止を確認

通じて大きく前進して
いることが確認された。
分科会は最後に53年
を終えた。

の設立に反対する決意
を確認して全ての日程

産業医大阻止を確認

去る6月11・12日の

兩日にわたり、東京大學医学部構内に於て
ヤフ回「日本の医療を
告発する全ての人々の
つどい集会が行なわれ
た。約200名が参加
した初日の総会では、
ロボトミー糾弾の団体
スモン・キノホールム等
の薬害斗争を担う団体
食品公害と斗うグル
ズ・フロム被害など労
災職業病と斗つ諸団体
等から、斗いの経過と
今後の課題についての
報告が行われた。最後に
つどいの代表であ
る高橋昭正氏の「我々
をとりまく情勢が三び
しくなる中でつどい
に結集した心ある人々

の責務はますます増大
していり、「この講演ご
一日目の幕を閉じた。
翌12日は4つの分科
会に別れて討論が行な
われたが、や之分科会「
労災職業病」には労災
被災者支援団体、医
療関係者等、約80名
が参加し、熱心な討論が
行なれた。その中では
仙台のソニーを告発す
る会の「長南さんの斗
争勝利を足場に東北労
働者安全センターの設
立をしての主張、また
経過報告の

念だ「社会党は総評
と我々の間に立つて
を通過した。これに抗
議して去る6月18日
に労安法改悪案が国会
に提出されたが、労安法改悪
糾弾一緊急
報告集会」
が開かれた。
この一ヶ月間、反対に
精力的に取組み、県党
をつゝ動かしてきた人
々が百余名
結集した。

労安法改悪ゴリ押 し採決に強引懸り

6・18糾弾集会行かる

東京

した。

念だ「社会党は総評
と我々の間に立つて
結局我々を見捨てた」
と妙りの発言が続いた。
しかし、誰もが
「今まで頑をあ
わせたこともない
い団体が結集し
て、ここまで抵
抗できたのはす
ばうしいことだ」と
と認めていた。
集会後、対第
会議がもたらされ
野党、及び総評
に對し、守秘義務
条項削除への
取組みを要請し、今後
もしつこくこの運動を
続けていくことを確認

マンガン中毒



被災労働者同盟

大阪府被災労働者同盟は去る6月10日、白木さんのマンガン中毒認定に關し、園部監督署におしかけた。じん肺患者同盟日吉町支部からも応援にかけつけた。

白木さんの認定は当初本社工場のある東大阪労基署に申請をし交渉をくり返した。東大阪は「白木さんは日吉町でしか効いていないので管轄は園部である」と照らし合わせて認定する」と引きのばしていいたのである。局は白木さんの認定が一晩診百余名の認定に連がれるものと考えているからである。

九太郎 福岡

医系セミナー開かる

二百余名の斗う医師学生、看学生、公害被害者、労働者を結集して、九大に於て医系セミナーが開かれた。午後4分科会「公害病」では、労災胚業病院に公害被患者、労働者から、この園部の仕打ちにあい東大阪ではラチがうまくなり、直接園部の抵抗にこころが、園部の抵抗にはおどろくとともに怒りが噴き上げた。白木

さん自身が涙ながらに訴える一幕もあった。この激しい追及に園部署はこたえる言葉もなく、「りん同をヒリ下げさせてもらつようになつた。当日、経過説明をさせたところ、園部は東大阪から資料が届くや否や「重症でないから必ずかしい」というだけで独自の調査もせずに京都労基局へりん同してしまつていたのである。そして京都労基局は「昨年11月のマンガン一晩健診の結果と照らし合わせて認定

問題、公害運動と労働運動の接点、具体的な結合等をめぐつてなさいたが、分科会全体として、医系運動が地域の住民の生活なり、私場との結びつきの確固とした基礎づくりに着実に前進しているのではないかと思われた。それに、分科会でも提起された今年で五回目を迎えた今年で五回目を迎える水俣田結婚宿における公害運動、労働運動、その他ほぼ全九州の運動が一堂に交流されることはずらやましい限りであった。

局に働きかける園部に結論を出す」との趣設置を交わした。

労研佐野氏を招き じん肺と斗う

討論集会開く

労働科学研究所の佐野辰雄先生を講師に招き、安全センター労働者針灸學習会、南大阪労働者診療所の主催で、5月28日じん肺の学習と、各私場の斗争交流を目的にした討論集会が、五十名余の労働者、研究者等の参加の下に開かれた。

先ず佐野先生は、豊富な、しかも事実に基づかりと裏づけられた長年の研究を通じて、じん肺の悲惨さについて、実際のじん肺で倒れて、奥のじん肺で倒れて、人々の肺を示すことにより、非常に感銘深い講演をされた。更に、じん肺法制定につれて、実際のじん肺で倒れた人々の肺を示す二

にては、全鉱炭労等の労働者の斗う力がかなりしたものであり、この画期的なじん肺法制定にもかかわらず、資本と行政の一體となり、その後もじん肺が増え続けてきたこと、それを以てしめなう。じん肺法改正が遅れてもかまぬないといつて、断固とし、斗う姿勢を貫いていることがあつた。又じん肺法は労働者と研究者が一体となつて斗つた運動の大なる成果

じん肺患者同盟が先頭に立つて、今回のじん肺法改正を要求して斗つてきただことを報告された。

この中で特に印象深かつたのは、労安法の改悪を知つたじん肺患者同盟は、労安法をつぶすためなら、じん肺

のあと、全港湾、全造船、植田マンガン、京滋じん肺患者同盟等からの報告をうけ、今後法改悪阻止に向け、共同して斗つていくことを確認して集会を終えた。

大津

火事場労働者の腰痛

やつびわこ学園労組

取つた。今だに善質の労働行政は強硬姿勢だが、被災者を先頭に立てた斗いがそれを破つた。また不服審査が原処分方に差しもどされ改めて認定された珍しいケースでもある。

やつびわこ学園労組 認定にとりこんできたは炊事場労働者の腰痛が、遂に3名の認定を

京都でも ハリ学習会始まる

京滋労弘対

大阪でのハリ学習会は現在や3期に入りますます好評を呼んでいるが、このほど京都であるが、このほど京都で

もスタートした。

6月5日にそのや1回目がもたらし、14名の被災者、医学生、労組活動家が集つた。まず

学習会の目的と運営の仕方にについて討論し、

中国のハリ思想について學び、ハリを持つて紙枕にさす練習を行つた。

翌日の反省会では、「みんな非常に熱心だ」他の仲間に「がまざて恐きをのりこえう

次回ハリ学習会
のお知らせ
(どき) 7月3日(日)
午後2時~
(ところ)

全金岡製作所支部
(075) 821-1010

パンフレット紹介

戦前の日本無産者医療同盟
にについて
無産者診療所の活動

¥350円+送料

定期巡回のための
行動指針

労働と労働問題

7月10日(日)午後1時半~3時半
新長田勤労市民センター(大金岡)

● 災災・労業病と向かへ

講演 豊田 正義

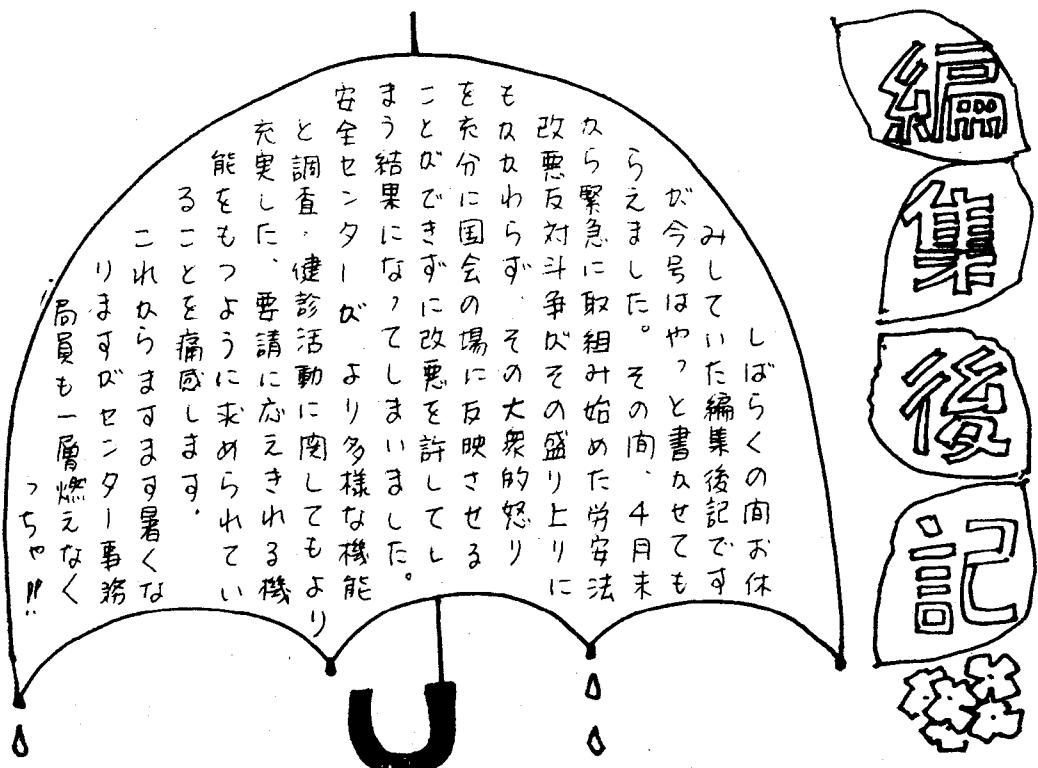
● その他
1人参加料 200円

夏期一時金カンパの

お願い……

毎年、財政の確立努力を約束しながら、安全セニターの運動を理解・支援して下さつての方々に一時金カンパへの御協力をお願ひしてきました。そして今年の夏もまた残念なことに皆さんにカンパへの協力を訴えなければなりません。

労災保険法改悪反対・労安法改悪反対の斗争を通じて全国各地のいろんな分野で斗つてゐる人々との交流・連帯のパイオは一層強まつてきました。それと共に、安全セニターを支援して下さる人々も増えてはきましたがやはり運動の拡大に伴う支出の方が多いため実情です。累積赤字をカンパで補なう、といふ財政パタークはなかなかさせそうにあります。値上げ、と企業の賃金出しおしみの統せん。皆さんも生活防衛に大変なことは思ひますが、セニター財政の窮状を御理解の上納の方は速やかに納入下さる様、又、知り合ます。



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

38
号

昭和52年6月30日発行
(毎月一回30日発行 但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4